

研究論文

なぜ文化財を保護するのか？

— 遺跡（埋蔵文化財）の保護を中心に —

水ノ江和同

要旨

「なぜ文化財を保護するのか？」は、一見簡単そうではあるが極めて難しく、しかし本質的な問題である。それだけに、明解で説得的は簡単ではない。

現代社会において、文化財保護は社会的にかなり認知されてきた行政行為である。日本は1960～70年代の高度経済成長期や1990年代の平成バブル経済期において、未曾有の開発事業ラッシュを迎えた。そのなかで埋蔵文化財保護については、それら開発事業に呼応するように、その体制の整備と人員配置、保護に関する理念の整理と手法の構築を着実に積み上げてきた。しかし、それらが醸成されればされるほどルーティン化が進み、活用の途を閉ざす盛土保存、保存の免罪符ともいえる移築保存、そして原因者負担によって行う記録保存調査といった対処療法的な手法が常態化しつつある。

小稿では、文化財保護法、指定と登録制度、保存の種類と効果、文化財保護と開発事業との関係性、文化財保護学の必要性、文化財保護の本質的な在り方などを通じて、「なぜ文化財を保護するのか？」を改めて考えてみた。

キーワード：文化財保護、埋蔵文化財（遺跡）、考古学と現代社会

はじめに

「文化財保護」という言葉はかなり定着してきた。「文化財」とは、辞書的には「文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの」（広辞苑第7版）である。文化財は保護するもの、という社会的な規範や意識もかなり普及し醸成されてきた。しかし、「なぜ文化財を保護するのか？」とそもそも論的に問われると、端的かつ明瞭で説得的な回答は意外とすぐには出てこない。「文化財だから保護する」では答えにならない。どうもこれは簡単な問題ではないらしい。

文化財として国の法律や地方公共団体の条例で指定された物件が破損・棄損した場合、それが人為であっても自然であっても報道の対象となることが多い。そして、人為の場合その行為者は罰せられることもあり、自然であっても管理者は管理責任が問われることもある。昨今、文化財の保護には厳しい対応が求められる。一方で、無指定の文化財は人知れず消滅・滅失していくことも少なくない。

このように、文化財の扱われ方にはかなり広い幅がある。それまであまり注目されていなかった文化財が、何かのきっかけで国の文化財に指定され、また、極めて稀有な例ではあるが、時として世界（文化）遺産に

登録されることもある。文化財の価値は一定ではなく、研究の進展による価値の変化はもちろん、時代観や地域性を含めさまざまな社会的な状況と要因に応じて変わることもある。

このように何とも掴みどころのない文化財であるが、文化財保護という言葉がある以上、文化財を保護することが重要な命題であることは間違いない。小稿では、「なぜ文化財を保護するのか？」をさまざまな角度から考えてみたい。

1. 文化財保護を「文化財保護法」から考える

まず、文化財保護法から考えてみたい。文化財保護法は、1949（昭和24）年1月26日の法隆寺金堂の火災が契機となって制定された法律である。それまでの法律では、防災・防犯に関する条項は存在しなかった。また、建造物（法隆寺金堂）・美術工芸品（法隆寺金堂障壁画）・遺跡（法隆寺境内）などが、別々の法律によって保護されて一元的な管理体制もなかった。それ故に、種類に関係なく、同じ枠組みで、縦割りなく保護する仕組み、すなわち、現在の文化財保護法の枠組みが適切であることは間違いない。

さて、その文化財保護法。第1条から第4条までは総則であり、文化財の種類を説明する第2条以外は、

1950（昭和25）年の制定当初から変わっていない。

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第1条は「この法律の目的」である。2019（平成31）年に文化財保護法が改正され、あたかも不十分とされてきた文化財の「活用」の必要性が強く求められるようになり、それを注目する報道も増えた。しかし、この第1条が示すように、文化財保護法の制定当初から、文化財保護は「保存」と「活用」の両方がその目的とされている事実はあまり知られていない。「保護」＝「保存」というイメージが強いのかもしれないが、実際は「保護＝保存+活用」なのである。小稿でも、特に断わりがない限り「文化財保護」は「保存+活用」であることを、まずここで確認しておきたい。

第3条は「政府及び地方公共団体の任務」、つまり行政機関の役割である。ここでは「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」とその必要性が明確に位置づけられており、保存を徹底的に進めることが義務づけられている。

第4条は「国民、所有者等の心構」である。第1項では、保存を進める行政機関への協力が求められている。第2項では、文化財を「国民的財産」と位置づけ、保存はもちろん公開といった活用への努力も求めてい

る。そして第3項では、「関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」とされる。これは、いくら文化財が大切だからといって、所有権や財産権に優先されるものではないことを示している。日本国憲法に基づく、日本らしい条項である。

このようにみると、文化財とは我が国の歴史や文化を正しく理解するために不可欠なものであり、国民的財産として行政機関も国民も保存と活用が義務づけられてはいるが、それは所有権や財産権に優るものではない、ということになる。すなわち、文化財を保護することは、日本という国と国民にとっては義務・必然かつ自明の理なのである。

なお、文化財は「国民共有の財産」といういい方をしばしば耳にするが、文化財保護法では「国民的財産」と明記されている。

2. 文化財はどうやって保護するのか

文化財をすべて保護できれば、日本の歴史と文化を正しく理解することは完璧になるかもしれない。しかし、それは当然にして非現実的なことである。この点について、「遺跡＝埋蔵文化財」の事例を通じて考えてみたい。

（1）遺跡の記録保存調査とそのルーティン化

遺跡（＝周知の埋蔵文化財包蔵地）は2022（令和4）年3月現在、日本には472,071ヶ所存在する（文化庁HP）。都道府県は47あるから、単純に割り込むと1都道府県に約10,000遺跡があることになる。市町村（特別区は除く）は1718あるので、1市町村には約270遺跡もあることになる。ちなみに、遺跡の存在しない市町村は存在しない。

文化財保護法第93・94条（以下「法93・94条」とする）により、日本では遺跡の範囲内で開発事業（地面を掘削する行為）がある場合、その事業主体者は面積の多寡にかかわらず、すべて文化庁長官（2000年以降は都道府県及び政令指定都市など）への届出（通知）が必要になる。そして、その開発事業によって遺跡が破壊される場合、行政の文化財保護部局は事業主体者に遺跡保護のための計画変更などをお願いする。

日本では2024年3月現在、法93・94条による届出が年間69,792件ある（文化庁HP）。遺跡はその土地での来歴、そこにある理由が非常に重要になるため、現状のままその場に残す「現状保存」がベストである。だからといって、これらすべての開発事業に計画変更を強く求め、それを実現させることは明らかに非現実

的である。そこで、開発事業者と文化財保護部局との真摯な協議の結果、どうしても計画変更が不可能な場合は、やむを得ず遺跡の記録を保存するための「埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査」(以下「記録保存調査」とする)を開発事業者に求めることになる。この考え方・手法を通常「記録保存」と呼ぶが、これは例外なく何らかの形で遺跡を「保存」しようとして絞り出した、日本独自の知恵である。

ところが2000年の法改正により、法93条に「記録保存調査」が文字として記載されたことからそれが優先され、開発事業者との計画変更の協議が十分に機能せず、「記録保存調査ありきの対応」が目立つようになってきた。記録保存調査のルーティン化である。法93条が定着すると、「やむを得ず」という本来の趣旨が忘れ去られるという危険な状況が、無意識のうちに蔓延しつつあるようにみえる。

(2)「盛土保存」の考え方と効果

盛土保存とは、開発事業に際して遺跡の記録保存調査が必要になった場合、遺跡の上に土を盛って嵩上げすることで、開発事業の影響が及ばないようにすることである。遺跡を現状のまま保存するという観点からいえば、この盛土保存は適切な方法といえる。

しかし、盛土の上に敷設される構造物が限りなく恒久的なものである場合、その遺跡と現代社会との関係性が絶たれ、実質的には活用の途が閉ざされ埋め殺しという状態になる。そう考えると、この盛土保存もその取り扱いには十分な注意と配慮が必要である。特に近年は、試掘・確認調査もせずに「とにかく盛土すれば良い」的な安易な風潮が広がりつつあり、記録保存調査のルーティン化とともに危険な対応になりがちで注意を要する。さらに、盛土保存した記録が担当者個人の記録と記憶にしかなく、組織的かつ恒久的な記録となっていない場合もあり問題は大きい。

ところで、道路建設に伴う発掘調査に際して重要な遺跡が発見され、開発事業者や土地の所有者との協議により、道路の高架建設という大規模な計画変更によって遺跡が現状保存されることも稀にある。新たに高額な予算措置が発生するため、関係者の努力によるものとして評価できる。しかし一方で、周辺住民にとっては景観を損ね、場合によっては新たな騒音の発生となることもある。また、遺跡の整備や活用に際しては、やはり景観や橋脚が支障を来す場合もあり悩ましい。

(3)「移築保存」の考え方と効果

遺跡の保存方法に、遺跡の一部を別の場所に移す「移築保存」という手法がある。多額の費用がかかる場合が多く、平成バブル経済期(1986年12月から1991年2月)前後に全国的に流行し、現在でも稀にみられる。遺跡の保存方法の一つとされるが、実際は現状保存とはかけ離れたものであり、残念ながら近年では現状保存ができない場合の免罪符的な役割(保存方法)を担っている。

わかりやすい事例として石碑がある。中近世の国境石や郡境石は、文献史料では確定できない旧国や旧郡の厳密な境界を示す。津波記念碑は、津波が到達した場所・標高を示す。いずれもその場所・地点が重要なのである。しかし、これら石碑自体が重要で保護すべきと考え、例えば博物館などに移動・展示すると、それら石碑が持つ原位置性が失われ、文化財的価値も歴史的意義も大きく損なわれる。

遺跡は、そこに生活してきた先人たちの行動記録である。例えば古墳などは、むやみやたらとどこにでも築造したわけではない。居住域とは異なった墓地・墓域が設定され、ある意味当時すでに空間デザインが存在したことを示している。前方後円墳などの首長墓は、その権力を示すために眺望の良い場所が選ばれ、当時の人々にとっては首長の存在を確認する象徴であり、ランドマークにもなる。すなわち、すべての遺跡には、すべてその場所に歴史的な意味がある。現代に生きる我々も遺跡のある場所に立つと、解説書や報告書ではわからない遺跡の立地、つまり、海や川や平野や山や谷との距離感や位置関係が瞬時に把握できるのである。

さて、遺跡の移築。確かに、違った場所で本物の遺跡の一部を見ることができるという効果はわずかながらはある。しかし、それ以外の効果は望めず、ある意味、移築保存された遺跡は遺跡のレプリカともいえる。博物館で金印や国宝の土偶の実物が展示していると、「わーっ、本物だ！」と観覧者はまじまじと観るが、キャプションに「レプリカ」の文字を見つけるとほぼ素通りしてしまう。移築した遺跡も同じである。時間が経つと、移築した遺跡の存在自体が忘れ去られることも少なくない。費用対効果を考慮しても、現在的な観点からも、遺跡の移築は効果的な保存手法とはいえない。

(4)国指定と登録の制度

文化財を確実に保護する仕組みに、法律や条例による「指定」という制度がある。1951年に告示された「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基

準」によれば、その定義は「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの」となる。法 109 条に基づき史跡に指定された遺跡に関しては、原則、法 125 条によって、その価値を損なうような現状変更は厳しく規制される。

これに対し、文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに指定が難しい近代の遺跡を中心に、指定制度を補完する形として 2004 年に登録記念物という登録制度が設定された（法 132 条）。現状変更に関する厳しい規制はなく、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置である。しかし、緩やかなだけに補助金などの適用範囲や金額は限られ、さらに、所有者が登録を抹消することも可能であり、その運用の意義と手法の在り方が常に問われる。なお、その内容については、2005 年に告示された以下の通りである。

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの。

1. 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
2. 地域の歴史の特徴を表しているもの
3. 歴史上の人物等に関するもの

3. 文化財保護と開発事業との関係性

開発事業というと、文化財保護や環境保護にとって敵対的・対極的な関係にあると考えられがちである。しかし、基本的に開発事業は我々の生活を直接・間接に便利で豊かにするものであり、それは現代社会にとって不可欠なものである。それ故にかつて、埋蔵文化財保護は国土開発の妨げ、いつまで埋蔵文化財保護は続くのかと、埋蔵文化財保護を揶揄する声もしばしば聞かれた。だからといって、これに対抗するがごとく、開発事業に対し全国にある 472,071 遺跡のすべてを現状保存することは非現実的である。

このような状況を踏まえるなら、文化財保護と開発事業とのもっとも適正な関係性とは、どちらかが完全に優先される 100:0 でも 0:100 でもなく、協議によってお互いの目的が達成される最大公約数の共通認識（落とし所）を見出すことである。それは時には、文化財保護と開発事業との関係性が、70:30 になるこ

ともあれば、30:70 になることもあります、バランスよく 50:50 になることもあるだろう。要は、両者がよく協議して、お互いに相手方が求めるもの、すなわち、文化財保護側は開発事業の趣旨と内容を、開発事業側は文化財保護の意義と重要性を正しく理解・把握することがきわめて重要になるのである。

この場合、文化財保護側にとってもっとも必要な考え方の起点は、「この遺跡にとって何が一番重要か、何が本質的な価値か」ということである。換言するなら、遺跡の範囲と内容を十分に把握し、どの部分がその遺跡の本質的価値を示しているのかを、開発事業側に適切に示して理解いただくことである。これが不十分な場合、正しい文化財保護ができなくなることを、文化財保護部局はもちろん、その価値づけをおこなう文化財専門職員は肝に命じておきたい。

なお余談であるが、開発事業に反対する人や団体から、「法 93 条で開発事業を阻止できないか？」という質問がしばしばある。法 93 条は、開発事業を阻止する法律ではなく、開発事業と文化財保護をバランスよく進め、両者の共存共栄を目指す法律であることを、正しく理解していただくことも必要である。

4. 文化財保護は学問になりうるのか？

（1）文化財保護の在り方

大学ではこれまで文化財保護に関しては、法学部において文化財保護法自体が、社会学部や政策学部などにおいてはその社会的な影響や観光との関係性などが研究の対象となってきた。一方で、特に近年は、後者においては多種多様な研究がなされているが、その場合、文化財の本質的な価値についてはほとんど問題にされていない。そもそも文化財保護とは何か、文化財保護の意義と目的は、文化財保護の具体的な実践方法とはなど、文化財保護自体を学問として体系的に研究する、例えば「文化財学」や「文化財保護学」といった研究分野は存在しなかった。近年こそ、「文化遺産」という名称が、学部名・学科名・専攻名などに付される事例が散見された。しかし、そのカリキュラムをみると考古学や歴史学や保存科学が中心で、いわゆる文化財保護を真正面から取り扱った内容ではない。

日本において文化財保護は、文化財保護法に基づく行政行為である。このことは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「第 21 条：教育委員会の職務権限」の第 14 項に「文化財の保護に関する」と位置づけられていることからもわかる。文化財保護法も時代の変化とともに深化・多様化へと歩みを進め、

1950 年の制定当時は第 130 条までであった条文も、2024 年時点では第 203 条（ただし第 5 条から第 26 条までは削除）までに増えた。このことは見方を変えると、文化財保護の考え方や運用の在り方がさまざまな状況に対応できるよう、社会的に浸透していったことを示しているともいえよう。

（2）行政と大学での実態

しかしそれでも何故に、文化財保護は学問として体系的に研究されないのであるか。一つには、行政の文化財専門職員といつても、地方公共団体では開発事業対応という緊急性から、発掘調査をおこなうことのできる考古学専攻生を率先して採用してきた経緯がある。現在、全国の地方公共団体において、文化財専門職員と位置づけられる職員はおそらく約 6,000 人と推定される。このうち大学でおもに考古学を専攻した埋蔵文化財専門職員は、2024 年 3 月現在で 5,488 人であり、約 9 割を占める（文化庁 HP）。つまり、行政側が求める文化財専門職員の大部分は考古学専攻生ということになり、文化財保護を広く学んだ人材を必ずしも求めていないことになる。ちなみに、埋蔵文化財以外の文化財専門職員の専門分野としては、建造物・美術史・文献史学・民俗学などがみられる。

一方で大学はというと、そもそも文化財保護を専門とする教員はほぼ存在せず、考古学の授業のなかで少しだけ説明されることが一般的である。しかし、学生のなかには文化財保護の歴史や、歴史学的な観点から文化財保護と現代社会の関係性を研究しようとする学生も少ないのである。だからといって、仮に文化財保護を専門とする講座を開設したとしても、専属の教員の配置は難しく、また、その知識や技術を活かせる就職先があるわけではなく、考古学と埋蔵文化財のような関係性を築ける状況にはなっていない。

とはいえ、文化財保護を体系的に研究することは、行政行為としての文化財保護の在り方を論理的に考えると、その点において必要なことである。どこを、何を突破口とするか暗中模索の段階であるが、大学での文化財保護に関する教育と研究の必要性を今後も考えていきたい。

5. 文化財保護に関する事務は首長の所管すべきか？

（1）2019 年の文化財保護法の改正

2019 年に改正された文化財保護法に併せ、地方教育行政法も改正された。すなわち、これまで教育委員

会の所管とされていた地方公共団体における文化財保護の事務が、条例により地方公共団体の長（以下「首長」とする）へ移管できることが明文化されたのである（地方教育行政法第 23 条第 4 項）。

教育委員会は、教育行政の安定性と中立性の確保を目的に、1948 年に制定された教育委員会法によって設置された。この法律は 1956 年に制定された地方教育行政法により廃止されるが、文化財保護に関する事務も安定性と中立性の観点から、先述したように教育委員会がそのまま所管することとなった（地方教育行政法第 21 条第 14 項）。ところが、2019 年の文化財保護法の改正に伴い、文化行政全体としての一体性をはじめ、まちづくり・観光・景観などに関する事務との関連性と連動性が重視され、文化財保護は首長の所管が可能になったのである。

近年、この法改正により条例を制定し、文化財保護に関する事務を首長が所管する地方公共団体が、都道府県はもちろん市町村でも増加している。その結果、まちづくりや観光に関する部局との連携が強化され、文化財の整備や活用に関する予算が増えるとともに、迅速な対応も可能になった、といった歓迎の声が聞かれるようになった。しかし一方で、文化財保護自体の取り組みや学校・社会教育との連携が低調になり、そもそも予算増額には繋がっても職員定数は増えず、業務過多の声もかなり聞かれる。これだけを聞くと、一長一短というところであろうが、文化財保護の本質を起点として考えるなら、果たして文化財保護に関する事務は首長の所管となって良いのであろうか。

（2）文化庁が設置した文化審議会文化財分科会企画調査会の報告

2017 年 12 月 8 日付け文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」はあまり知られていない。この答申は、文化財保護法の改正に先立ち、教育委員会における文化財保護の在り方を含め文化財保護に関する各種問題を整理することを目的に 2013 年 6 月に設置された企画調査会が、6 月以降 11 月までに実に 14 回にわたって審議した結果を取りまとめたものである。

この審議のなかでは、2013 年 12 月 13 日付文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」で整理された、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき以下の 4 つの要請を踏まえ、「今後とも、文化財保護に関する

事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである。」となされた提言は極めて重要である。これは、文化財保護の事務が首長の所管になることへの警鐘であり、法第 190 条の地方文化財保護審議会の設置に繋がったことはいうまでもない。

どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の四つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべきとされ、四つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。

6. なぜ文化財を保護するのか？

さて、では改めて「なぜ文化財を保護するか？」を考えてみたい。

（1）土地の歴史としての遺跡

「歴史研究は不要」「歴史研究はお金にならない」「歴史を研究しても就職がない」といったネガティブな発言は、残念ながら昔も今もよく耳にする。日本という国の成り立ちや今後の物事の方向性を考える場合、あるいは日本人としてのアイデンティティーなどを醸成する場合、歴史研究なくしてそれを進めることは不可能である。

日本の歴史は、その多くが文献史学の研究成果によって構築されている。しかしいうまでもなく、文献（史料）の多くは公的な立場や為政者からの視点や価値観によって綴られたものである。そして、年代が古くなればなるほどその数は減り、それだけで日本という国の歴史を網羅的に把握することは不可能である。かたや全国に分布する 472,071 遺跡は、分布に多少の粗密はあるもののまさに網羅的である。なかでも、古墳時代以前となると文献の存在はないに等しい状態であるだけに、ここに遺跡にとって重要で絶対的な存在意義があるといえる。遺跡なくして日本の歴史は語れないのである。すなわち、考古学的な発掘調査は、日本史の再構築にとって不可欠な存在になっているのである。

（2）変化する文化財の価値

文化財の価値は、現代の我々がおこなう調査・研究によって考証され、位置づけられる。したがって、文化財の種類、調査・研究の深度や速度はもちろん、その時々の社会的状況によって価値づけは多様である。そのため、ほとんど意識されなかった遺跡が、何かのきっかけで国指定史跡なることや、世界文化遺産の構成資産になることもある。わかりやすい、具体例な事例を紹介したい。

国指定史跡「旧相模川橋脚」（神奈川県茅ヶ崎市）は、1923 年の関東大震災によって地上に突き出た 12 世紀代の橋脚群の跡である。源頼朝関連の橋の遺構と考証され、1926 年に国の史跡に指定された。それから約 90 年の年月が過ぎ、阪神・淡路大震災や東日本大震災を経ることで、震災の記録を文化財として保護する価値観が醸成された。その結果、旧相模川橋脚は関東大震災の記録として 2013 年に国の天然記念物にも指定された（重複指定）。

「原爆ドーム」（広島県広島市）は、戦争の悲惨さを示す遺跡としていまや知らない日本人はいないであろう。1966 年に広島市議会で永久保存が決議されるまでは、悲惨な戦争の負の遺産として、あるいは劣化対策と維持管理の多額の費用負担から、何度も解体・撤去が議論された。しかし、平和への追求意識が醸成されるなか、1995 年には国の史跡に指定され、翌 1996 年には世界文化遺産に登録された。

ところで、開発事業などに際し遺跡の取扱いについて、同種の遺跡が多い、同種の遺跡のなかでは小さい、全体的に遺存状態が悪いなどの観点は、記録保存調査にするかどうかの中心的な判断材料にされがちである。しかし、これらは遺跡の価値を何ら示しておらず、その取扱いを決める本質的な基準では決してない。遺跡のある地域の個性・独自性や周辺地域との関係性、最新の考古学研究の成果や日進月歩に進化する自然科学分析やデジタル技術の活用、また、当該市町村における 10 年、20 年後の都市計画やより大きなグランドデザインなどを十分に考慮したうえで、その遺跡の価値づけを的確におこなうことがもっとも重要なのである。すなわち、直面した目前の問題への対処療法でない、将来を見込んでの総合的な価値づけを文化財保護の本質的な基準とすべきである。

（3）遺跡（埋蔵文化財）を保護する難しさと必要性

繰り返しになるが、だからといって、472,071 遺跡すべてを保存することが非現実的であることは、第 3

章で詳述したとおりである。遺跡を保存するには、まずは埋蔵文化財専門職員の知識・技術・意識を踏まえた適切な判断からはじまり、それを受け止める組織の裁量が不可欠である。決して簡単ではなく、むしろ厳しい状況の連続である。それ故に、つい安易でルーティン化しがちな記録保存調査をはじめ、免罪符的な盛土保存や移築保存の判断に走りがちであるが、これらは厳に慎み避けるべきである。「遺跡の破壊は一瞬、現状保存は永遠」である。将来を見越した文化財保護が、本当に重要で不可避な時代になってきた。

おわりに

文化財保護の歴史をみると、それには多大な時間・労力・費用をかけてきたことがわかる。それでも、現状保存できた文化財は1%にも満たない。いや0.1%以下かもしれない。ごくわずかである。しかし、現状保存できた遺跡は、日本の歴史と文化を語るうえでは不可欠なものばかりで重要である。地域の誇り、郷土愛、アイデンティティーを醸成し、教育や観光の資源になり、まちづくりの拠点にもなる可能性を大いに秘めている。

文化財保護には、多大な時間・労力・費用がかかる。

それだけに、時として安易な保存方法に走ることもあるが、これは何としても避けたい。また、時に保護すること自体が目的になり、なぜ保護するかがわからなくなっている場合もある。ルーティン化は現代社会の常であるが、「なぜ文化財を保護するのか?」という問いかけは、座右の銘として常に我々の近くに置いておきたい。

文化財保護は着実に定着している。しかし、まだまだ保護できない遺跡もたくさんある。文化財保護に終わりや、これで良いという区切りはない。時代や社会の変化とともに、文化財の価値は変わるし、保護への要請も多様になる。文化財保護も日進月歩であり、我々はそれに乗り遅れないようにしなければならない。

【参考・引用文献】

- 文化庁文化財第二課 2024 『埋蔵文化財関係統計資料
－令和6年－』
水ノ江和同 2020 『入門 埋蔵文化財と考古学』同成社
水ノ江和同 2021 『実践 埋蔵文化財と考古学』同成社
水ノ江和同 2021 『淀江の遺跡の魅力と可能性－古代
淀江ロマン遺跡回廊ブックレット1－』古代淀江ロ
マン遺跡回廊推進会議

